

商工会員 各位

宮田村商工会
会 長 鷹野 力

技能講習等受講等助成金について（お知らせ）

青葉の候 各位にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、商工会員の皆様が事業活動を行なううえで必要な技能講習や資格取得の受験をすることに対する助成事業を下記交付要綱に基づき行います。

つきましては、全会員の皆様が対象となりますので皆様のご活用をお願いいたします。

記

《要綱》

1. 趣 旨 宮田村商工会員が事業活動を行なううえで必要な技能講習等を事業主または従業員が積極的に受講等することにより、安全また正確に事業を遂行することに努める事業所に対して一定の範囲の助成を行なうものとします。
2. 助成金交付対象者 交付を受けることができる者は、宮田村商工会員に限ります。
3. 助成の対象交流会及び対象経費 助成金を受ける講習等は、（一社）伊那労働基準協会、（一社）中部労働技能センター、労働衛生協会等行なう講習会や経営に必要な資格取得に要する受講費用、受験料とします。
4. 助成金の額 助成の限度額は年度 1 事業所 20,000 円となります。2 万円に満たない場合は全額となります。
5. 申請方法 助成金の交付を受けようとする者は、受講等終了後、速やかに別紙宮田村商工会技能講習等助成金交付申請書に受講料、受験料の領収書の写し・修了証の写しを添付し申請をお願いします。
6. 受付期限 令和 4 年 3 月 1 1 日（金）まで
※予算に達した際は申請を受け付けることができませんのでご了承ください。